

さつまいも増産対策啓発ポスター制作業務委託実施要領
(令和7年度さつまいも増産対策事業)

1 目的

さつまいもの増産に対する生産者の意識の向上と増産対策技術の普及・啓発を図ることにより、本県さつまいもの生産拡大に資する。

2 委託業務の内容

別添「さつまいも増産対策啓発ポスター制作業務委託仕様書（令和7年度さつまいも増産対策事業）」による。

3 応募要件

以下の要件を全て満たす企業又は団体であること。

- (1) 鹿児島県内に主たる事業所又は営業所等を有する法人であること。
- (2) 地方自治体又は公共団体等から、同様の業務を受注した実績があること。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者

ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者

- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

4 スケジュール

- (1) 受託事業者募集開始 令和7年7月25日（金）
- (2) 参加申込書提出期限 8月12日（火）午後5時
- (3) 委託業務内容の質問受付期限 8月18日（月）午後5時
- (4) ポスター案の提出期限 8月29日（金）午後5時
- (5) 選考結果通知 選考終了後、速やかに実施
- (6) 受託事業者決定・契約手続開始 選考結果通知後、速やかに実施

5 応募方法

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 費用見積書

341千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）で業務に要する経費の見積額を提示すること。

ウ 応募者の企業概要パンフレット及び過去の実績が分かる資料

エ 誓約書及び役員等名簿（様式2）

「鹿児島県役務の提供等の業務に関する競争入札参加資格者名簿」に記載されている応募者は除く。

オ ポスター案

ポスターサイズは、A2判（縦）とする。

（※提出時は、A3判（縦）に縮小すること。）

(2) 提出部数

5の(1)ア, イ, エ: 各1部

5の(1)ウ, オ: 各7部

(3) 提出先

「10 提出先及び問合せ先」のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵便により提出(郵便により提出する場合は, 配達を証明することができる郵便とすること。)

(5) その他

ア 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。また, 提出書類は応募者に無断で審査目的以外で使用しないが, 審査作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 提出書類に用いる言語, 通貨及び単位は, 日本語, 日本円, 日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

エ 応募に要する一切の費用は, 応募者の負担とする。

オ 必要に応じて, 追加資料の提出の要請やヒアリングを実施する場合がある。

6 質問について

本事業に係る質問については, 令和7年8月18日(月)午後5時までに, 別添「質問書」(様式3)により, 電子メール(添付ファイルは5MB以内とする)で送信すること。

なお, 質問に対しては, 令和7年8月22日(金)までに, 質問者へ電子メールで回答する。

7 審査について

(1) 鹿児島県農政部農産園芸課に設置する提案審査委員会において, 書類審査により, 最も内容が優れていると評価された応募者を最優秀応募者とし, その結果を推薦委員会に報告して, 受託事業者を決定する。

(2) 提案審査委員会の審査結果は, 全ての応募者に対し電子メール等により通知する。

(3) プレゼンテーションは, 原則実施しない。

8 提案の無効について

(1) 参加資格がない者がした提案は無効とする。

(2) この要領に定める手続き以外の方法により, 提案者が審査委員又は関係者に本企画提案競技に関する援助を直接又は間接に求めた場合, その提案者の提案は無効とする。

(3) 提出された書類が, 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合, 提案は無効となることがある。

ア 提出方法, 提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

9 契約について

- (1) 推薦委員会において決定した提案者の代表者と業務委託契約の締結交渉を行う。
- (2) 原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて県との協議により提案内容の修正・変更を行い、委託契約を締結する。
- (3) 提案者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

10 提出先及び問合せ先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県農政部農産園芸課 サツマイモ基腐病対策班

担当：幸福

電話：099-286-3202

Mail：imohan@pref.kagoshima.lg.jp

さつまいも増産対策啓発ポスター制作業務委託仕様書
(令和7年度さつまいも増産対策事業)

- 1 委託業務名
さつまいも増産対策啓発ポスター制作業務委託
- 2 業務の目的
さつまいも増産対策の啓発ポスターを制作・配布することにより、さつまいもの増産に対する生産者の意識の向上と増産対策技術の普及・啓発を行い、さつまいもの増産を図る。
- 3 委託期間
契約締結日から令和7年10月31日（金）まで
- 4 委託上限額
341千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 5 業務委託の内容
 - (1) 啓発ポスターの制作
 - ア ポスターの規格は、A2判（タテ）、コート紙135kgとし、フルカラーで7,000部印刷すること。
 - イ ポスターのデザインは、県と協議の上、基腐病やその対策について、国や県等が公表しているデータを活用しながら、さつまいも生産者への注意喚起を促すキャッチコピーを作成し、事業効果が最大限に発揮されるよう、キャッチコピー及び写真等の配置に留意し、視認性を確保すること。
 - ウ 素材に用いるイラスト、写真については特に制限は設けないが、素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うものとし、その経費は委託料に含まれるものとする。
 - エ 原則として、3回以上の校正を行うこと。
 - (2) 啓発ポスターの発送・納品
制作したポスターは、配布先一覧表（164か所）に基づいて仕分け、県が作成・提供する文書（A4判、1枚）を添付の上、折り曲げずに発送すること（丸めるのは可）。
 - (3) その他
成果物を電子データ（PDF形式）で提出すること。
- 6 その他
 - (1) 業務執行に際し、この仕様書に定めのない事項については、県と協議の上決定すること。
 - (2) 成果物（デザイン、イラスト、写真など）の著作権・所有権等の権利は、原則として、全て県に帰属するものとし、成果品等は今後、県が自由に利用できるものとする。

参加申込書

令和 年 月 日

鹿児島県知事
塩田 康一 殿

住 所 :
法 人 名 :
代表者名 :

さつまいも増産対策啓発ポスター制作業務委託(令和7年度さつまいも増産対策事業)
について、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 費用見積書 1 部
- 2 応募者の企業概要パンフレット及び過去の実績が分かる資料 7 部
- 3 誓約書及び役員等名簿(様式2) 1 部

※「鹿児島県役務の提供等の業務に関する競争入札参加資格者名簿」に登載されて
いる応募者は除く。

(担当者)

部署名 :
氏 名 :
電 話 :
F A X :
E-mail :

誓 約 書

当法人は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、当法人が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではありません。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所
(ふりがな)
氏 名
法人の主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

- (注) 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。
- 2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

(様式2 ウラ)

役 員 等 名 簿

【商号・名称】

令和 年 月 日現在

[illegible]

(様式 3)

さつまいも増産対策啓発ポスター制作業務委託（令和 7 年度
さつまいも増産対策事業）質問書

住 所：

法 人 名：

担当者名：

電 話：

F A X：

E-mail：

1 質問の内容

【提出先】

鹿児島県農政部農産園芸課

サツマイモ基腐病対策班

担当：幸福

E-mail: imohan@pref.kagoshima.lg.jp